

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和2年6月22日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 令和2年6月22日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民環境部、健康福祉部

第76号議案	「質疑・討論・採決」
第77号議案	「質疑・討論・採決」
第78号議案	「質疑・討論・採決」
第79号議案	「質疑・討論・採決」
第80号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	中西宏彰	副委員長	齊藤竜也
委員	浅尾洋平	下江洋行	丸山隆弘
議長	鈴木達雄		

欠席委員 鈴木長良

傍聴者 なし

説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部の課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

開会の前でありますけれども、本日、鈴木長良委員から本委員会の欠席の申出がありましたので、何とぞよろしく願いいたします。

本日は、18日の本会議において、本委員会に付託されました第76号議案から第80号議案までの5議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第76号議案 新城市税条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この一番最後のところに、所有者不明云々とここにありますが、その前にこの条例の改正の中の最初のところにある第24条第1項第2号、この点について、直接はこれは所得税関係、住民税には関係してくるものですから当然あれですけども、この所得税非課税の範囲のところの点、寡婦がひとり親に改めると、冒頭これ書いてあります。

それから34条の2のところには、所得控除のことについてこれうたってあるわけでありまして、実際これどのような手段を取られていくのか、これは直接お聞きしたほうが早いかなと思って、ちょっとこれ確認をしたいと思います。よろしく願いします。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 第24条の個人の市民税の非課税の範囲、こちらにつきましては未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しというところと、その所得控除、この点についてということによろしいでしょうか。

こちらにつきましては、全てのひとり親家庭の子供に対して、公平な税制を実現する観

点からということで、婚姻歴の有無のよる公平性、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平、そういったものを同時に解消するために、未婚のひとり親に対する税制上の措置を講ずるとともに、現行の寡婦控除の見直しを行ったものでございまして、令和3年度以降の年度分の個人の市民税から適用ということになります。

それでこちらにつきましては、一応、所得控除の見直しといたしますと、ひとり親に対する所得控除で30万円というものを新たに加えるというもの、それと寡婦に現行の、最初の寡婦というのが婦人の寡婦なんですけど、それで現行の寡夫、夫の寡夫ですね、と同じ所得制限、合計所得金額500万円以下というものを加えるというもの。

それと事実婚状態の一定のものを控除対象から除外するというような内容になっております。

それと非課税につきましては、一応前年の所得金額が135万円以下ということになっておりまして、こちらのほうにつきましては前年以前に改正がされておりますので、令和3年度分の住民税125万円から135万円に上がっているという状況でございます。

それと、非課税のところにつきましては、寡婦と、婦人の寡婦または夫の寡夫ということになっておりましたが、こちらのほうを夫の寡夫をひとり親ということに変えて行うものでございます。

以上です。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。ひとり親という言葉の使い方、これは国のほうの準拠があるものですから一概に言えないのかも分かりませんが、寡婦の中でも奥さんのほうと旦那さんのほうのこの寡婦の使い方を、トータルでひとり親という取扱い方に一般的には見ると思うんですけども、今回はこの夫の寡夫のほうをひとり親に改めるといふ、この条

例の流れを見ていくと34条のところに結び付いていくんですけども、そんなところでちょっと首をかしげるといふか、どういうふうに考えたらいいか、あまり限定しないで先程説明していただいたような解釈でいいのかと思いますけれども、そこをちょっと確認したいということ。

それから、先程言われた事実婚の場合ですね、これ今までたしか適用されておったと思うんですけども、これが適用されないということでもいいわけですかね、そういうことですか。ちょっと確認で答弁をお願いします。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 まずひとり親の範囲ということでございますが、今までにつきましてはやはり死亡、死別または離別、離婚という形のものでやっていたものを、女性に対しても男性に対してもひとり親ということで、未婚のひとり親ですね。現に婚姻をしていないもの、または配偶者の生死の分からない、明らかでないものということになっております。

それと、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められるものということで、事実婚ということで、その辺については確認をしながら、事実婚については適用外ということになっております。

以上です。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 続けて、所在たる項の理由のところ、所有者の不明な土地等に係る固定資産税の課税の措置の講ずるための必要があるからであるというところで理由とされておりますけれども、理由のところを書いてあることについて確認を取りたいと思います。

特に、相続登記をされるまでの間というのは、所有者が亡くなって相続登記をされるまでの間というのは、今までどういう課税の方法を取られておったのか、ここをまず確認したいと思います。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 納税義務者の方が死亡をされて、それでその間、一応所有者が納税義務者ということになっておりますので、その場合につきましては、現に所有する者ということで、相続人ですね、その中からどなたかをお願いをして現に所有する者ということで届出をしていただいているということでございます。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今回こういう流れの中で、49条の3、中段から下のほうのところになすことができるということがうたっておりますが、どういう方法で本人、この相続登記をされた方、相続登記をする前の段階で亡くなった、所有者が亡くなられて次の所有者が明確に登記される時点ではっきり分かってくると思うんですけども、その間のところというものの確認作業というのはなかなか、今までどういう方法を取っておったのか。

先程の質問でちょっとダブってしまうのかも分かりませんが、具体的に教えてもらいたいんですが、役所としてはどういうふうな手法を取って、また通知を差し上げるのか、また直接面会されてされるのか、そのところを確認したいと思います。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 まず亡くなられる情報につきましては、一応情報として58条ということで市民課のほうからまいりますので、その状況を元に、まずはその中で資産を持っている方というのを確認いたしまして、そこから登記事項証明書をということで法務局のほうにも確認をしながら、住民基本台帳、戸籍等そういったもので担当のほうで調査をまいります。

それでその方の相続人ですね、登記をされるべき方という方をとにかく探す。それで探した中でどなたかに現に所有する者ということで納付書等送らせていただいたりとか、

そういったことをさせていただくようにしていただけないかということを知照をいたしまして、それで出させていただくということで対応をしております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 あと、山林で例えば共有林でほか何名、誰々ほか何名になっておって、その代表者の方が亡くなられて、相続また登記等々されていない状況の中で、当然、課税通知はその亡くなられた方のところに行かれるんですけども、地域によっては違うのかも分かりませんが、共有の、例えば丸山隆弘ほか10名、それで私が亡くなって次の相続者が誰になるのか、それが明確になっていないと、そういう場合の課税通知の送り方というんですか、どういうふうにするのかなど。

そのところと、ほかにあと、これちょっと議題代わってきちゃうかな、今の共有林で例えばで言いますが、誰々ほか何名になっているその誰々、筆頭である人を、要するに納税義務者という解釈よりも納税管理者というのか、要するに使用者、その場の使用者というのか、そういうふうに置き換えることというのはできるんでしょうかね。これ似かよってくるようでちょっと申し訳ないですけども。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 まず共有の方につきましては、どの方も一応納税義務者ということになりますので、その中で代表の方に代表者ということで届出をいただいて、それで出しているということがあると思うんですが、その中の代表者が亡くなられたら、そのところは相続人の方にいくのか、後は代表の方の何人かの共有の方の中でほかの方に変わる場合もあるかと思っておりますので、その代表の方がどなたになるかというのを確認させていただくような作業になってくるかと思っております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと脱線してしまって申し訳なかったです。

もう一回元に戻しますけれども、要するにその空白の期間を行政側が、市のほうが、空白というのは所有者の方が亡くなられてその間、亡くなられて移行する間の、本当に証となるような手段を、今先程説明されたけれども、今まで、過去は本当に実態、そういったやってこられたかというのはちょっと疑問に思うんですよ。きちっとそういう制度にのっかってというか、そういう制度そのものが本当に運用が図られていたのか。

今回新たにこういう条例の改正によってすることができるという過程になってきているんですけども、その辺がちょっと明確に頭の中が整理できていないんですけども、今までは本当にきちんこの運用を図って、納税義務者に対して亡くなられて相続を受ける間、どういう確認作業をしてきたのか。もう一回ちょっと聞きたいんですけども。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 繰り返しになりますが、先程申し上げましたのと同じようなことになってしまいうんですが、一応法務局のほうで登記のほうも確認しながら、その方の資産というのを見て、そこから今度は戸籍等、住民票だとか戸籍等で相続人がどれぐらいいるんだということで、それは確実に一応調査をしております。

それでその方に対して、どこに見えるかという住民票のほうも、他市のほうにも一応地方税法のほうでそれを確認することはできますので、そういったものを確認しながら、どなたかその相続人として納税義務者になっていただくような方をとにかく探すという作業は、事務的に行っております。

○中西宏彰委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっとひとり親のほうは丸山委員から聞いていただいたので理解のほうさせていただきました。

あと、私からちょっと1点なんですけど、ちょっと細かいところになってしまうんですが、資料請求の260ページの附則の第29条のところ、新型コロナウイルス感染症等に関わる寄附金、税額控除の特例というところの説明の欄で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、イベントを中止等にした事業者に対する入場料金等の払戻し請求権を放棄した者について、というふうに書いてあるんですけども、これはちょっとどういった事態のことを言うのか、もし分かったら教えていただきたいというのと、あとこういったことというのは市内でもイベント等やっていますが、市内でも起こり得ることなのかどうか、そういったところをちょっと具体的にというか、詳しく分かれば教えていただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 まずチケットの関係になりますが、今回の新型コロナウイルス感染症によりまして、イベントとかいろんな公演会だとか、そういったものが中止ということでされたものについて、それについて本来ならばもうチケットをもって買って購入しているわけなんですけれども、それを相手の方に対してもう払戻しということを経ずに、その分については寄附という形で払戻しはいたしませんというものです。それについては寄附金控除として受けられますよというものになります。

ただ、そのイベントというものがどういったものが該当かというのが出てきますので、それについては国のほうでまだまだちょっと詳しいところまでは出てきていないところもあるんですが、文化庁のほうで、一応どのイベントがそれに該当するかというのを、ホームページ等で上げております。

ですので、それに対して出てきているものであるならば、もう確実にそれで指定されておりますのでいいということで、ただその手

続といたしますと、主催者側に払戻しを受けない意思を連絡いたしまして、その主催者側から2種類の証明書というものをもらう形になります。

一応、指定行事の証明書というものと、払戻し請求権の放棄証明書、この二つをもらいまして、それで確定申告ということになってまいりますので、それが一応、寄附金控除に該当するということになります。

それでもう一つ、市のほうの中のものなんですけど、それにつきまして、市長のほうが一応どういったものがというのを決定するような形になってくると思いますので、ちょっとそれについては、まだ明確なものは今後調整して、決定してまいりたいと思っています。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第76号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第77号議案 新城市清掃センターの設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第77号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第78号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 確認でありますけど、この条例というのは、前回、令和元年の9月定例会のときに出された内容の状況の多くは含まれているのかなと思うんですが、その時は政令指定都市の長が決めるということだったと思うんですが、今回は中核市の長が研修を認めるというような変更内容というような理由というか、そういった内容になっているというふうな理解でいいのかどうか、伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 今回の条例改正とその一個前の条例改正ですが、この放課後児童健全育成事業の関係で、放課後児童支援員の認定資格研修を実施できるところが、今まで県知事だったものが中核市の長も実施することができるようになるということと、今回の条例改正においては、中核市もその研修を実施するようになったということとございます。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、その中核市も研

修開催できるよというような内容ということで、じゃあそういう形になると、会場が今までは政令指定都市だと近いところで名古屋市になるのかなと思うんですが、それが中核市に今回なれば、豊橋でできるというようなイメージなんですか。伺います。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 そうでございます。それで実際のところの中核市で、名古屋市が主催する会場というもの、政令指定都市が行う会場というものも、どこでやるというのはそれぞれありますので、豊橋市が豊橋でやるのか、新城まで来てくれてやるのかというところですけれども、豊橋市で行っていただけのではないかと思います。確かに改正とともにやっていただけるんですが、実際に新城市のほうまで声を掛けていただけるかどうかということもございまして、その辺も今後見ていきたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 浅尾委員とちょっと関連しますけれども、その会場というのは、ことしの研修日程というのをちょっと資料を出してみたら出てきたものですから見たんですけれども、今、林課長も言われたとおり、やはり名古屋会場から碧南会場までずっと幾つかあるわけでありまして、豊橋市の場合は東三河総合庁舎、ここでもやっておられるんです。

これは、責任分担を明らかにして、今回中核都市の長を加えたと、こういう流れなのかなとも思いますが、責任分担、その理由がちょっと分からなくて、なぜこういう形にされていったのか。

現状それでは放課後児童支援員そのもののこういう研修状況が、大変混み合ってしまう大変な状況なのか、それともメニューをしっかりこなすだけの時間的な場所も含めて、

カリキュラムそのものを行程するに当たって、大分無理が今まであったのか、その辺のところもあるのかなともちょっと思ってしまったんですけれども、その辺のところもう少し、中核都市を入れた理由だとか、それから今回のこういう改正によって、より有効なこの支援員そのものの人数を確保する、こういうような行程になっていくのかなと、そういう流れも含めて答えていただければと思うんですが、いかがですかね。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 研修を受けられる支援員の数というものに、やはり研修開催側としても、新城市から何人来てもいいですよという通知を頂くこともございます。

それで実際のところ、支援員を希望される、というか資格をこれで取っていかれる支援員、研修を受けなければならぬ方々も年々おられますので、順番に研修を受けていただくという形になっておるところでございます。なのでこれ、他市のほうの状況においても、支援員を受けさせる人数というのが多いのではないかとこのところ思っております。

ですので、今後においても、積極的にそういう研修の枠が増えていくというところで、まだ受講できていない支援員についても、受講のほうをさせていくというところで努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第78号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第79号議案 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第79号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第80号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

閉 会 午後 1 時 58 分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中 西 宏 彰